

# 専門家証人 Expert Witness

## ～専門家の役割と新たな可能性

サークルフィールドアソシエイツ 代表取締役社長 田中 康治

### 1 はじめに

海外事情の連載第12回目、海外実務の実情のレポートとして、専門家証人 (Expert Witness) を題材に専門家の役割と新たな可能性を考えてみたい。きっかけは先日たまたまオンラインで目にした「専門家会議廃止、新組織に」と題される日本の新聞記事 (『朝日新聞』2020年6月25日付) であった。それは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の廃止と体制移行 (その後新型コロナウイルス感染症対策閣僚会議や感染症対策分科会を設置) を伝えていた。サブタイトルを「位置づけが不安定」として「改正特別措置法の成立前で専門家会議の法的な根拠がなかった」とか、専門家会議が重要局面で前面に立ってきたとして「政府との役割分担が不明確であった」という指摘の下、「専門家組織は現状分析と評価を政府に提言し、政策の実行は政府が責任を負う」という解説が加えられていた。英国にはRIBAやRICSを始めとして、法的位置づけがない自主的な専門家団体が多く、現状分析や評価等のいわゆる事実を基にして意見や提言をすることもあり、記事の論調と背景が気になった。

また、英国では、ジョンソン首相の最側近であった前上級アドバイザーのドミニク・カミングス氏が昨年12月退任後の沈黙を破り、本年5月26日に国会常任委員会での証言に臨んだ。それは7時間以上にわたってライブ配信され、私も視聴した。英国政府及びアドバイザーとしての自らも含む専門家集団のコロナ対策を赤裸々に証言して「大失敗」と断罪し、首相及びハンコック保健省大臣に責任があると痛烈に批判したのは驚きであった。カミングス氏はこれまでブレグジット

(英国のEU離脱) の強硬推進やロックダウン中に自らは自動車で実家へ長距離移動といった数々の“武勇伝”を誇ってきた。彼を批判する者は、「常任委員会で不誠実な証言・証拠を挙げる者は議会侮辱罪に該当する」と憤る。彼が証言した“事実”関係の正当性には疑問が残るとしても、彼の“意見”である「コロナワクチン早期開発成功以外の英国政府の対策はすべて失敗」との主張自体は多くの英国国民・住民が感じてきたところでもある。そのため、在職当時からの一見風変わりな言動の裏で非常に計算されたストーリーに基づいて今回の証言というパフォーマンスを行ったのではないかという印象も持った。また、彼は「英国版ラスプーチン」とも呼ばれ政権中枢を動かしたとされてきたが、彼の証言は、データ収集に始まり、分析や評価から生まれる意見及び提言、そしてその実施までの思考回路が明確ではなく、彼のアドバイスで英国政府が動いていたのが正直なところ腑に落ちなかった。一般論としても、こうした政治家や医療関係者に限らず、アドバイザーも含めた“専門家”と呼ばれる人達は、根拠となるデータを明確にして事実を冷静に見極めて意見や提言を論理的に構築するだけでなく、難題に際しては異なる意見も含めて広く検討した上で透明性、独立性と責任性をもって証言することが望まれる気がした。

### 2 専門家証人の経緯と概要

英国では、民事証拠法Civil Evidence Act 1972にて「専門家証言を行う資格を有する証人による意見は証拠能力を持つ」とされる。英国の裁判所にて専門家証人が初めて認められたのは、1782年の判例*Folkes v Chadd*<sup>1</sup>とされ、マンスフィールド

ド卿の判決文“Therefore we are of opinion that his judgment, formed on facts, was very proper evidence”にて事実に基づく専門家による判断（意見）は証拠能力を持つとされる。この判例では、堤防建造と港湾汚染の事実関係に争いはなかったが、堤防建造と港湾汚染の因果関係が争点とされた。特に陪審員（19世紀半ばまでは民事裁判でも陪審制であったが、その後民事陪審制は徐々に廃止された）は専門家による因果関係の証言を聞くことができるかどうか、またその因果関係に関する専門家の証言が事実（fact）であるのか意見（opinion）なのか（つまり証拠能力を持つかどうか）等を争った。

その一方で、2011年の英国法制委員会報告書 Law commission report 325は刑事裁判（一般陪審員による陪審制度が残っている）での信頼度の低い専門家証人による冤罪問題への懸念を指摘して、法制化による専門家の信頼性の確保を求めている。更に、近年の判例でも技術的かつ複雑な科学的証拠、特に医療や犯罪科学分野に対する懸念が表明されているとされる<sup>2</sup>。

こうした専門家証人に関する制度は日本では民事訴訟法にて鑑定（第212条～第218条）を定め、「鑑定人は、受託裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が指定する」（第213条）とし、専門委員（民事訴訟法第92条の2）を定める。更に、付調停（民事調停法第20条第1項）や裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律による民間紛争解決手続きの業務の認証等の定めもある。したがって、弁護士や司法書士等の法律専門家でない建築を含む専門家が、裁判や裁判外紛争解決に関与する制度自体はあると言える。

英国の法曹側では、民事手続規則第35条Civil procedure rule part 35（以下「CPR」）等にて専門家（experts）及び専門委員（assessors）の詳細を定める<sup>3</sup>。一方、RICSを始めとする不動産・

建設の専門家団体側もRICSサバーヤーが専門家証人（Expert Witness）や専門家助言人（Surveyors-Advocate）等を行う際の基準や指針を発行して規範を定めている<sup>4</sup>。このようにRICS Accredited Expert Witnesses等の専門家証人の認定や教育を積極的に行っている点は大きな特徴と考えられる。特に専門家証人を定めるRICS Surveyor acting as expert witness 4<sup>th</sup> edition, amended August 2020や、専門家助言人を定めるRICS Surveyor acting as advocates 2<sup>nd</sup> edition, February 2017は「RICS行動声明」として作成され、鑑定基準等の国際基準と同様に必須のステータス（格付け）であり非常に重要である（表1）。

表1 RICS基準の地位（筆者訳）

文書の種類	定義	ステータス（格付け）
国際基準	国際的な上位原則に基づく基準でその他の関連団体との協働のもとに作成されたもの	必須
RICS行動声明	会員行動指針の第4条に基づく必須要求条件として会員に提供されるもの	必須
RICS行動規範	RICSが承認した標準であり、良心的な実務者が認めるグッド・プラクティスだと利用者を受け入れられると別の専門機関が保証したもの	必須又は推奨されるグッド・プラクティス（個別声明ごとに記載）
RICSガイダンスノート	有能で良心的な実務者が認めるグッド・プラクティスだと、利用者に保証して提供するもの	推奨されるグッド・プラクティス
RICS情報誌	最新情報や調査をもとに利用者へ提供される実践ベースの情報	情報や説明的解説

そもそも、専門家証人は裁判所に対して義務を負い、依頼者に対して義務を負わないという位置づけである。しかし近年の判例Jones v Kaney 2011 UKSC 13で最高裁は「専門家証人の証言内容に過失がある場合は依頼者からの訴訟の対象と

1 Folkes v Chadd [1782] 3 Doug KB 157.

2 Dennis, I., 2013, The Law of Evidence, Sweet &Maxwell

3 専門家証言に係る裁判所指針

・Guidance for the instruction of experts in civil claims, 2014, Civil Justice Council

・Protocol for the instruction of experts to give evidence in civil claims, 2009, Civil Justice Council

4 専門家証言に係るRICS業務規範及び指針

・RICS Surveyor acting as expert witness 4<sup>th</sup> edition, amended August 2020 (RICS Practice Statement, Mandatory)

・RICS Surveyor acting as advocates 2<sup>nd</sup> edition, February 2017 (RICS Professional Statement, Mandatory)

・RICS Independent expert determination 1<sup>st</sup> edition, December 2016 (RICS Professional guidance, Recommended best practice)

なる」というこれまでと異なる判決を出した<sup>5</sup>。したがって、RICSではサバーヤーの倫理及び業務規定等の改定を頻繁に行ってもいる。

### 3 専門家証人の事例

ここで、筆者が最近取り扱った案件の概要を紹介し考察を行ってみたい。不動産や建物の報告書数は41件で、これには専門家証人書、鑑定書及び調査書（Expert witness report, Valuation/Cost report, Survey report等と呼ばれる）の3種類がある。用途は裁判所等への提出書類、税務署等への提出書類、融資先等への提出書類、自己目的（売買契約、融資契約、貸借契約、事業計画、年度会計報告書）に4区分できる（表2）。

41件の内訳は、専門家証人書4件、鑑定書14

表2 報告書の種類や用途（筆者取扱い案件事例）

報告書の種類	英語名	報告書の内容	提出先	相手方当事者	案件数 41
専門家証人書	Expert witness	鑑定及びコスト調査	家庭裁判所	離婚相手	1
専門家証人書	Expert witness	義務違反及び修繕費調査	民事裁判所	施工者	1
専門家証人書	Expert witness	現状復旧費調査	土地行政裁判所	大家	1
専門家証人書	Expert witness	義務違反及び修繕費調査	民事裁判所/懲罰委員会/調停	建築士・監理者	1
鑑定書	Valuation	同上	税務署	—	6
鑑定書	Valuation	同上	融資先	—	5
現状調査書	Condition report	同上	大家・リース先	—	2
鑑定書	Valuation	同上	法人自己（会計報告書）	*	3
鑑定書及び調査書	Valuation/Survey	同上	法人自己（事業計画）	—	4
鑑定書及び調査書	Valuation/Survey	同上	個人自己（住宅購入）	—	17

5 証人の免除特権immunity等に関する主な判例の経緯。専門家証人等に対する義務が厳しくなっている。  
 ・Cutler v Dixon (1585) 4 Co. Rep 14B—「証人に対する名誉棄損の訴えは無効である」とした。  
 ・Stanton v Callaghan (1998)EWCA Civ 1176; 1TCLR 50—「専門家証人に対する義務違反の訴えは無効である」とした。  
 ・Arthur Hall v Simons (2000) 3 WLR 543—「専門家助言人に対する義務違反の訴えは無効ではない」とした。  
 ・Jones v Kaney 2011 UKSC 13—「専門家証人に対する義務違反の訴えは必ずしも無効でない」とした。交通事故に関するこの判例で原告の専門家証人は被告の専門家証人との共同証言の内容に対し意見が異なり当初意見とも異なっていたが、依頼者である原告に不利な内容のまま不注意で署名した。この最高裁判決では7人の裁判官のうち、裁判所長・副所長の2名が反対意見を述べ、制定法で定めるべき問題と意見した。  
 ・Rogers v Hoyle [2014] EWCA Civ 257.—「航空機事故調査報告書は必ずしも専門家証人書に該当しないが、証拠能力がないとして証拠却下することは妥当ではない」とした。

件、鑑定書及び調査書21件、現状調査書2件である。また、用途は、裁判所等提出4件、税務署提出6件、融資先等提出7件で、自己目的24件である。このように専門家証人書は4件（全体の約10%）のみで、そのすべてが裁判所等への提出用であった。この4件の内容は、鑑定1件、現状復旧コスト評価1件、建築家及び施工者の過失及び修繕コスト評価2件であった。

この専門家証人書4件のうち1件は、Single Joint Expert（以下「SJE」）と呼ばれる訴訟の原告と被告の両者に依頼されるものである（expert instructed to prepare a report for the court on behalf of two or more parties (including the claimant) to the proceedings (CPR 35.2(2))。残りのうち2件は原告側、もう1件は被告側に依頼されたものである。SJEの1件は離婚訴訟における住宅鑑定についての専門家証人書であるが、手続きとしては原告と被告の訴訟代理である両弁護士から連名で依頼及び指示書が届く。その後、裁判所宛ての専門家証人書を作成し署名し、両弁護士宛てに送付することになる。証言書に対する質問等がある場合は、質問等への回答を同様に両弁護士に送付し、複雑な裁判等で更に裁判所に出頭し口頭での証言を依頼される場合もある。SJEの注意点としては、専門家証人書が裁判所宛てに作成され、その作成費用を折衷して支払う当事者宛てではない点である。つまり中立性が要求されるため、質問に対する回答も常に両代理人に宛てて行うなど、中立性や透明性を確保する努力がより必要である。

一方で、SJE関連のほかの例では、訴訟の当事者の片方（被告）が弁護士を任命せずSJEの任命も正式に同意しなかった。結果として当事者の片方（原告）の専門家証人書として作成した。この事例では住宅改修工事の欠陥における施工者責任の有無及び修繕コスト評価が証言書内容として依頼されたが、報告書に記載した修繕単価に対して依頼者から見直し依頼があった。こうしたSJEでない場合の専門家証人書であってもRICS基準では「主な義務は裁判所に対して負う」“your primary duty as an expert witness, including as

an SJE, will not be to those instructing or paying you but to the tribunal” とし、証人書でその旨の宣言に署名が必要とされる。この事例では単価の見直し依頼に対して、単価の妥当性と全体損失コストとの整合性等の説明を行った上で単価の見直しが必ずしも適切と考えられない旨の回答を行った。

一方、RICS基準では、紛争に関わるサベヤーの役割としてExpert Witness（以下「EW」）を含む6種類を挙げた上で、EWの役割を果たす際にはほかの役割を負うべきかどうか慎重な検討を必要とする。例えば、裁判所に対してのみ義務を負うのがEWとすると、Surveyor-Advocateは依頼者に対して主に義務を負うが、裁判所に対しての一部の重要義務を負うとする。このようにEW以外の役割では裁判所に対する義務や関与は少なくなり、Adviserに至ってはほぼ完全に依頼人に義務を負うのみとされる（表3）。

表3 専門家の名称と主な役割

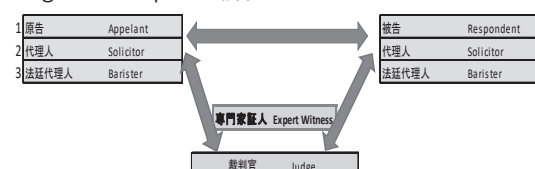
専門家の名称	主な役割			
	裁判所への義務	依頼者への義務	意見	事実
Expert Witness	○	×	○	○
Witness of fact	○	×	×	○
Surveyors-Advocate	△	○	—	○
Case manager	△	○	—	○
Negotiator	×	○	—	○
Adviser	×	○	—	○

このEWとSurveyor-Advocateの違いについては、判例Jones v Kaney 2013 UKSC 13等における分析も参考になる。しかし、実際の事例ではこうしたサベヤーの役割は非常に分類しにくい。例えば、住宅増築工事における建築家の過失及び修繕コスト評価の事例では、原告も被告（建築家）も弁護士等の代理人を任命していなかった。しかも裁判所での訴訟以外に、ARB（建築家登録機関）の懲罰審査会での審査やRIBA（王立建築家協会）の調停（mediation）の検討も行われていた。こうした複雑な状況下での、専門家ではない一般消費者（原告）からの依頼に対してサベヤーがどのような役割を負うべきかは非常に注意が必要である。というのもこの事例では先ほどの6分類で考えるとほぼすべての役割が必要と考えられるが、例えばEWとAdviserを同時に行

うことの問題は多い。したがって、この事例では専門家はEWとしての役割一つに絞り当事者が残りの役割を果たす、あるいは専門家はEW業務を完了させ、ほかの役割と同時進行しないとといった対策が必要となった。

一方で、こうした実態をもう少し見てみると、現行のシステムでは一旦紛争が始まると、当事者2人の対立関係となり、当事者2人、代理人である弁護士4人、当事者を仲裁する裁判官1人及び専門家証人1人の合計8人の構図になる（図1上図）。更に複雑な案件では各専門家証人、各アドバイザー等と（一般）証人が加わり、そして、裁判所がAssessor（裁判所側にアドバイスする専門家。日本の専門委員に近い）を任命すると合計14人と非常に大規模になる（図1下図）。

Single Joint Expertの場合



それ以外の場合（複雑・大規模な場合等）

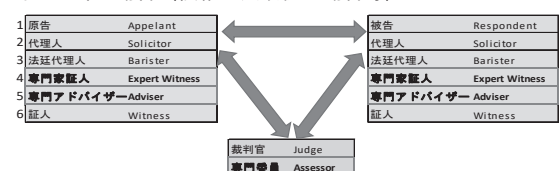


図1 民事裁判での専門家証人等の位置づけ

このように、実際には当事者がこうした費用負担をすることができる場合や、当事者が建物保険等で訴訟費用を負担できる場合を除くと、時間的にもコスト的にも紛争の解決手段として裁判所あるいは仲裁という紛争解決システムがふさわしいのか疑問も残る。したがって、大規模な案件でない場合には専門家をSJEとして任命してその証人書に従って当事者同士で解決する、調停人等を通して当事者同士で解決する等が、本来は効率的とも考えられる。しかし、今回の4件中2件ではその可能性もあるものの、現時点では当事者の片側が同意しないためにまだ実現していない。紛争の解決にはシステムや専門家証人だけでなく、やはり人間としての当事者問題の側面も強いと言えるのではないだろうか。

## 4 遅延と混乱分析

### Delay and disruption analysis

こうした建設紛争には遅延が多いという指摘から、遅延分析 (Delay analysis) についての専門家証人が注目され、建設法協会 (Society of Construction law : 1983年設立) のSCL Protocol 2nd edition 2017 やRICS Extensions of time 1st edition February 2015といった指針がある<sup>6</sup>。ここではまず、前者SCL指針の要旨と六つの分析手法を取り上げた上で、その問題点や遅延問題の原因や根本的対策を考察してみたい。

SCL Protocol初版 (2002年) は日本でも研究成果があるが<sup>7</sup>、第2版 (2017年改訂) では遅延や混乱分析 (表5及び表6) が改訂され、業界の適切慣行 (Good practice) を示すものとして英国や海外 (豪州) の判例でも参照されている<sup>8</sup>。

具体的には、第2版は、工期遅延 (Delay) 及び生産性や効率性低下を招く混乱 (Disruption : 妨害 (disturbance)、障害 (hindrance)、中断 (interruption)) 分析の手法を掲げて、22基本原則の説明を行う構成をとる (表4)。そこでは建設工事での遅延や混乱に関し、工期延長 (EOT) や金銭補償 (Compensation) を施工者側が雇用者に請求する際の指針を示している。ただし同指針では、雇用者から施工者に対する請求 (例えばほかの施工者の遅延や混乱を原因とする損失の請求) や専門業者から施工者に対する請求も可能とする。

同指針ではまず雇用者と施工者間の契約書に工

#### 6 RICS の指針

- RICS Interim valuations and payment, 2015
- RICS Extensions of time 1<sup>st</sup> edition, 2014
- RICS Acceleration 1<sup>st</sup> edition, 2011
- RICS Defining completion of construction works, 2011
- RICS Contract administration 1<sup>st</sup> edition, 2011

この指針では契約管理人の定義を“CA contract administrator, appointed by an employer to administer the contract between the employer and the contractor.”とするがJCT約款の定義もある。

- 7 大西正光、Alena Vasilyevyulina、小林潔司 (2012)「建設工事契約における遅延分析手法の遅延概念整理」土木学会
- 8 SCL指針を参照する判例の事例  
英国の判例 : *Mirant Asia-Pacific Construction (Hong Kong) Ltd v Ove Arup* [2007]EWHC 918 (TCC)  
豪州の判例 : *Santos Limited v Fluor Australia Pty Ltd* [2020] QCA 254

表4 SCL Protocolの22基本原則の項目

#### CORE PRINCIPLES

- 1 Programme and records
- 2 Purpose of EOT
- 3 Contractual procedural requirements
- 4 Do not 'wait and see' regarding impact of delay events (contemporaneous analysis)
- 5 Procedure for granting EOT
- 6 Effect of delay
- 7 Incremental review of EOT
- 8 Float as it relates to time
- 9 Identification of float
- 10 Concurrent delay - effect on entitlement to EOT
- 11 Analysis time-distant from the delay event
- 12 Link between EOT and compensation
- 13 Early completion as it relates to compensation
- 14 Concurrent delay - effect on entitlement to compensation for prolongation
- 15 Mitigation of delay and mitigation of loss
- 16 Acceleration
- 17 Global claims
- 18 Disruption claims
- 19 Valuation of variations
- 20 Basis of calculation of compensation for prolongation
- 21 Relevance of tender allowances
- 22 Period for evaluation of compensation

事金額、工期と遅延補償LD (Liquidated damages) の規定があることを前提としている。そして工程記録 (例 : 初期・改訂・完成工程) を正確に行い、契約管理者 (Contract Administrator: 以下「CA」) が工期延長EOTや変更指令VO (Variation Order) を、契約書の規定内容及び手続きに応じて正しく発行することを提言する。更に、工期延長は金銭補償と必ずしも連動しないとして、金銭補償に繋

表5 遅延分析delay analysisの6手法

Method of Analysis	Analysis Type	Critical Path Determined	Delay Impact Determined	Requires
Impacted As-Planned Analysis	Cause & Effect	Prospectively	Prospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Logic linked baseline programme.</li> <li>• A selection of delay events to be modelled.</li> </ul>
Time Impact Analysis	Cause & Effect	Contemporaneously	Prospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Logic linked baseline programme.</li> <li>• Update programmes or progress information with which to update the baseline programme.</li> <li>• A selection of delay events to be modelled.</li> </ul>
Time Slice Windows Analysis	Effect & Cause	Contemporaneously	Retrospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Logic linked baseline programme.</li> <li>• Update programmes or progress information with which to update the baseline programme.</li> </ul>
As-Planned versus As-Built Windows Analysis	Effect & Cause	Contemporaneously	Retrospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Baseline programme.</li> <li>• As-built data.</li> </ul>
Retrospective Longest Path Analysis	Effect & Cause	Retrospectively	Retrospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Baseline Programme.</li> <li>• As-built programme.</li> </ul>
Collapsed As-Built Analysis	Cause & Effect	Retrospectively	Retrospectively	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Logic linked as-built programme.</li> <li>• A selection of delay events to be modelled.</li> </ul>

注 : 6分析手法の意識は上記表の上から順に、

- ①初期工程にて遅延事象による完成予定日の遅延分析
- ②改訂工程にて遅延事象による完成予定日の遅延分析
- ③改訂工程にて時間区分毎の最長事象と遅延分析
- ④初期・改訂工程にて時間・作業区分毎の最長事象と遅延分析
- ⑤完成工程にて最長事象と遅延分析
- ⑥完成工程にて遅延事象がなかったと仮定し遅延分析

がる場合の工期延長や混乱については別途説明を行っている<sup>9</sup>。

表6 混乱分析disruption analysisの2手法

Productivity-based methods	Cost-based methods
1 Project-specific studies:	1. Estimated v incurred labour
(a) Measured mile analysis	2. Estimated v used cost
(b) Earned value analysis	
(c) Programme analysis	
(d) Work or trade sampling	
(e) System dynamics modelling	
2 Project-comparison studies	
3 Industry studies	

注：2分析手法の訳は上記表の左右

- ①生産性に基づく分析（更に3種類-5手法に分類）
- ②コストに基づく分析

## 5 遅延と混乱分析の考察

JCT等の契約約款では工期延長や竣工の規定があり、RICSの工期延長、竣工、工期早期達成（Acceleration）指針もあるが、具体的な遅延分析や混乱分析手法の記載はない。したがってSCL指針の試みは非常に興味深い。一方で、建設紛争が訴訟に発展する際には、金銭的補償（Compensation）が問題となり、遅延の量と単価、または混乱の量と単価からの計算が必要である。しかし金銭的補償額の計算方法（第20原則）では“the compensation for prolongation caused other than by variations is based on the actual additional cost incurred by the Contractor”として、金銭補償の計算対象を実際に支払った追加コストとする簡単な規定のみで量と単価の計算方法や、予見損失やその防止コスト等の計算方法は明確でない。

そのほかに施工者には並行遅延（Concurrent delay）分離の義務（第14原則）、問題点緩和（Mitigate）の義務（第15原則）、早期達成（Acceleration）コストを事前合意する義務（第16原則）が課されている。更に遅延・混乱原因や契約違反が雇用者にあることと損害発生との因果関係を、施工者側が証明する義務もあり、非常に複雑である。大型工事や大組織を除く通常の現場で同

指針がどこまで現実的なのかは疑問も残る。

したがって、裁判や裁判外建設仲裁等の事後対策だけでなく事前・実施中の専門家参画も必要となる。例えば、事前段階での想定外リスク評価、工程フロー評価、LD等の工期連動金銭補償の廃止を含む抜本的見直し、施工業者が施工専門家としてほかの専門家同様の善管注意義務を果たすことの明確化等である。更に実施中段階では管理やコスト専門家等が契約管理者CAとして中立的かつ主導的役割を果たすこと、変更指示・予備費だけでなく工期延長・竣工・問題点緩和・早期達成等を包括的に管理できる体制の構築をすることも必要である。

## 6 結論

本稿では前稿111号に続きコロナ危機を契機とした政治家や医療専門家の話題をきっかけとして、専門家証人を題材に専門家の役割と新たな可能性を考えた。専門家とは特別な技能及び知識を持つ者とされ、技術の発展と社会の複雑化が進む中で専門家証人や助言人がより求められるようになってきた。そして、その証言や助言だけでなく、むしろ専門家自身に対する信頼性確保がより求められている。専門家としての日常業務、裁判所・政府・国会に対する専門家証言や助言だけでなく、一般社会に対してどう義務を果たしていくのかが問われており、その意味で非常に大きな可能性とともに重い課題がある。

### <筆者略歴>

1969年大阪生まれ。1994年京都大学大学院（建築学）修士修了後、ゼネコン・不動産会社にて主に海外の建設・開発プロジェクト管理に20年従事。2015年独立後は英国ロンドンを拠点に活動中。ICMS（国際建設積算基準）策定委員も務める。RICS（英国王立チャータード・サバイヤーズ協会）フェロー会員、RIBA（王立英国建築家協会）会員、CI Arb（英国仲裁人協会）会員、JIA会員、一級建築士。法学士（ロンドン大学）、工学士・工学修士。

9 SCL指針—その他の金銭的請求項目

- ・金利Interestは請求可能である。Supreme Court Act 1981の金利規定を根拠としている。
- ・本社管理費及び利益Head office overheads and profitは請求可能項目である。計算方式として三つを掲示している。
- ・請求準備に係るコストClaim preparation costsは原則請求不可能である。

### 《参考文献》

- 1) Society of construction law delay and disruption protocol 2<sup>nd</sup> edition February 2017
- 2) 大本俊彦『Dispute Board/紛争処理委員会—海外プロジェクトにおけるクレーム・紛争の予防と早期解決の実務』日刊建設工業新聞社、2010